

(別紙)

【参考】

家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣が指定する症状

鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合

次の①・②いずれかの症状を呈していること

症状
① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（※1）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
② 家きんに対して動物用生物学的製剤（薬事法上の承認を受けたもの）を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。
③ ①及び②のほか、次に掲げる場合など高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染の疑いを否定できない家きんがいる場合 ア 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合 イ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合又はまとまってうずくまっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

※1 当日から遡って21日間